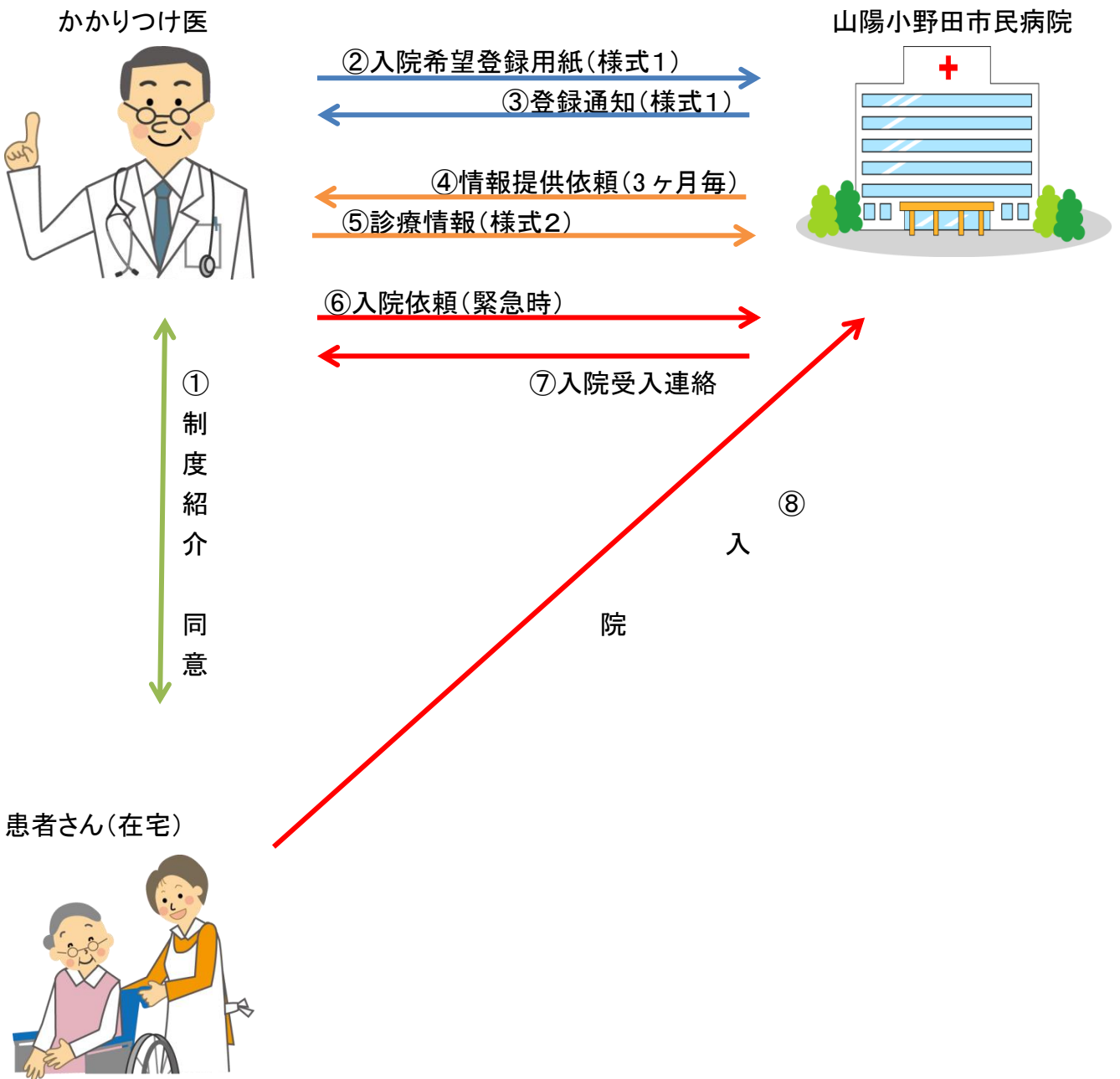


## 後方支援(在宅医療)の仕組み

在宅療養されている患者さんで事前に在宅療養担当医より当院に登録をされた方は、在宅療養担当医が、緊急に入院が必要と判断したとき24時間入院受入を行います。

なお、やむをえず当院で入院治療が行えない場合は、適切な医療機関をご紹介します。



### I 連絡先

代表 0836-83-2355

## 事前登録の連絡先

平日(月曜～金曜(祝日を除く)) 8:30～17:10 地域医療連携室

## 入院時の連絡先

※「後方支援(在宅医療)」に登録されている患者さんである旨をお伝えください。

平日(月曜～金曜(祝日を除く)) 8:30～17:10 地域医療連携室

上記以外の時間帯及び休日につきましては、救急外来(当直医)までご連絡ください。

## II 注意事項

- 1 連携医療機関様で以下の在宅管理料を算定(入院した日の属する月又は前月)されている患者さんが対象となります。
  - C002 在宅時医学総合管理料
  - C002-2 特定施設入居時等医学総合管理料
  - C003 在宅がん医療総合診療料第2章2部第2節第1款の各区分に掲げる在宅療養指導管理料(在宅自己注射指導管理料は除く)
- 2 緊急時の入院希望患者の事前登録は、1人の患者さんが複数の医療機関に当該届出を行うことはできません。
- 3 緊急時の入院希望患者の事前登録後についても、3ヶ月ごとに情報交換をいたします。

山陽小野田市民病院

0836-83-2355